

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
翌日の翌)

目次

◇人委規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二中「又は第十七条第五項及び第六項並びに第二十一条第一号、第二号、第三号、第八号及び第九号」を、「第十七条第五項若しくは第六項又は第二十一条第一号、第二号、第三号、第四号、第十二号若しくは第十三号」に、「又は第二十一条第四号、第五号、第六号及び第七号並びに」を、「第二十一条第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号若しくは第十一号又は」に改める。

第二十一条各号列記以外の部分中「第四条第一項、第二項若しくは第三項」を「第三条の二、第四条、第五条」に改め、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第一号、第二号、第三号」を「第二号、第三号、第四号」に、「第四号から第九号」を「第五号から第十号」に改め、同条第十二号とし、同条中第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

一 第三条の二、第四条又は第五条の規定により給料月額が決定された者のうち、当該給料月額の決定について、初任給基準表の試験区分欄の中級の区分又は同表の学歴免許欄の短大卒の区分（人事委員会が定めるこれに相当する区分を含む。）の適用を受けた者（第三

条の二の規定により職務の等級の最低の号給となつた者を除く。

については、その者の最初の昇給期間に対して六月

第二十三条から第二十九条までを次のように改める。

(初任給の経過的特例等)

第二十三条 昭和四十六年五月一日から人事委員会の定める日までの間に新たに職員となつた者のうち、第四条又は第五条の規定を適用した場合に得られる号給が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第一号。以下「昭和四十七年改正条例」という。)附則別表の期間欄に期間の定めのある同表の新号給欄の号給又はこれらの号給をこえる号給となる職員(次項に規定する職員を除く。)で人事委員会の定めるものの給料月額は、これらの規定による号給の一号給下位の号給とし、これらの者については、職員となつた後の最初の昇給に係る昇給期間を人事委員会の定める期間短縮することができる。

2 第二十一条第一号に規定する職員のうち、昭和四十六年五月一日から人事委員会の定める日までの間に新たに職員となつた者に関する同号の規定の適用については、同号中「六月」とあるのは「人事委員会の定める期間」とする。

(昇格又は降格の場合の給料月額の特例等)

第二十四条 昭和四十七年改正条例附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額(以下「暫定給料月額」という。)を受ける職員を昇格させ、又は降格させた場合(第九条第一項に規定する異動をしたことにより昇格させ、又は降格させた場合を除く。)におけるその者の給料月額は、次の各号に定める給料月額とする。

一 昇格又は降格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する昭和四十七年改正条例附則別表の新号給欄の号給を昇格又は降格の日の前に受けていたものとみなして第八条の四第一項又は第八条の五第一項の規定を適用した場合にこれらの規定により受けることとなる

号給(以下「昇格等後の仮定号給」という。)が、暫定給料月額の定めのある同表の新号給欄の号給である場合 当該新号給欄の号給に対応する暫定給料月額

二 昇格等後の仮定号給が暫定給料月額の定めのある昭和四十七年改正条例附則別表の新号給欄の号給以外の号給である場合 昇格等後の仮定号給

2 暫定給料月額を受けることがなくなつた日に昇格し、又は降格した職員は、第八条の四第一項又は第八条の五第一項の規定の適用については、昇格又は降格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する昭和四十七年改正条例附則別表の新号給欄の号給を当該昇格又は降格の日の前に受けていたものとみなす。

(暫定給料月額を受ける職員の特別昇給等)

第二十五条 暫定給料月額を受ける職員に関する第十二条第一項又は第十五条第一項の規定の適用については、次の各号に定める給料月額をこれらの規定による昇給(以下「勤務成績等特別昇給」という。)の直前の給料月額の直近上位の給料月額とみなす。

一 勤務成績等特別昇給の直前に受けていた暫定給料月額に対応する昭和四十七年改正条例附則別表の新号給欄の号給の一号給上位の号給(以下「一号給上位号給」という。)が暫定給料月額の定めのある同表の新号給欄の号給である場合 一号給上位号給に対応する暫

定給料月額

二 一号給上位号給が暫定給料月額の定めのある同表の新号給欄の号給以外の号給である場合 一号給上位号給

2 前項の規定により勤務成績等特別昇給後の給料月額が一号給上位号給となる職員の場合、当該勤務成績等特別昇給後の最初の昇給については、勤務成績等特別昇給がなかったものとした場合に当該勤務成績等特別昇給の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間は、当該勤務成績等特別昇給後の給料月額を受ける期間に算入しない。
(暫定給料月額を受けることがなくなった日における号給)

第二十六条 第二十四条の規定により昇格又は降格後の給料月額が暫定給料月額となる職員及び前条の規定により勤務成績等特別昇給後の給料月額が暫定給料月額となる職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号給は、それぞれ、昇格等後の仮定号給及び一号給上位号給とする。

第二十七条から第二十九条まで 削除

別表第三の八を次のように改める。

別表第三の八

医療職給料表(二)等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
特一等級	困難な業務を所掌する保健所の課長の職務
一等級	一 保健所の課長の職務 二 病院の薬剤科で規模の大きいものの長の職務 三 保健所の室長又は課長補佐の職務

二等級	一 病院の薬剤科の長の職務 二 保健所の係長の職務 三 相当困難な業務を行なう薬剤師の職務 四 困難な業務を行なう衛生技師、栄養士、診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 五 特に高度の技術又は経験を必要とする機能回復訓練員、理療師又は歯科衛生士の職務
三等級	一 薬剤師の職務 二 相当困難な業務を行なう衛生技師、栄養士、診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 三 高度の技術又は経験を必要とする機能回復訓練員、理療師又は歯科衛生士の職務
四等級	一 衛生技師、栄養士、診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 二 相当高度の技術又は経験を必要とする機能回復訓練員、理療師又は歯科衛生士の職務
五等級	機能回復訓練員、理療師又は歯科衛生士の職務

別表第三の十二の表中

〇 二 二

に改める。



別表第三の十六の表中

八	八	八	八	一 等 級
二三	一九	一六	一三	

を

八	八	八	八	一 等 級
二三	一九	一六	一三	
七	七	七	七	特

に改める。

三〇	二六	二三	二〇	一 等 級
----	----	----	----	-------------

別表第四の一イ表の表を次のように改める。

大学卒	短大卒	高校卒	学歴免許
上級	中級	初級	試験区分
三九、五〇〇円	三四、四〇〇円	三二、一〇〇円	初任給

別表第四の二の表中

三六、一〇〇円	三四、五〇〇円
---------	---------

を

四一、四〇〇円	三九、五〇〇円
---------	---------

に

改める。

別表第五の表中

三一、二〇〇円

を

三六、二〇〇円

に改

める。

別表第六の表中

五三、五〇〇円	四四、三〇〇円	三八、二〇〇円	三一、九〇〇円	三六、八〇〇円	三一、九〇〇円	二八、四〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

六〇、四〇〇円	五〇、七〇〇円	四三、八〇〇円	三五、六〇〇円	四二、一〇〇円	三五、六〇〇円	三三、二〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改

め、同表の注中「三六、一〇〇円」を「四〇、九〇〇円」に改める。

別表第七の表中

五二、八〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、二〇〇円	三一、九〇〇円	三六、八〇〇円	三一、九〇〇円	二八、四〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

五九、七〇〇円	五〇、四〇〇円	四三、八〇〇円	三五、六〇〇円	四二、一〇〇円	三五、六〇〇円	三三、二〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改

める。

別表第八の一の表中
に改める。

三四、八〇〇円
三〇、七〇〇円

を

三九、八〇〇円
三四、四〇〇円

別表第八の二の表中
に改める。

三六、五〇〇円
三四、八〇〇円

を

四一、八〇〇円
三九、八〇〇円

別表第八の三の表中
に改める。

五五、六〇〇円
五〇、二〇〇円
四〇、五〇〇円

を

六一、八〇〇円
五七、一〇〇円
四六、五〇〇円

別表第九の表中

八四、三〇〇円
六四、八〇〇円
五三、五〇〇円
五〇、〇〇〇円

を

九三、四〇〇円
七二、四〇〇円
六〇、四〇〇円
五六、八〇〇円

に改

める。

別表第十を次のように改める。

別表第十

医療職給料表(初任給基準表)

職	種	学歴免許	試験区分
薬	劑	師	大学卒
			初任給
			四〇、五〇〇円

別表第十一の表中「短大卒」を「短大二卒」に、

その他	柔道整復師	きゆうり師	はなり師	あん摩マッサージ指圧師	歯科衛生士	理学療法士	作業療法士	衛生検査技師	診療放射線技師	診療エックス線技師	栄養士		
高校卒	短大卒	大学卒	旧中五卒	新高四卒	短大卒	新高四卒	短大三卒	短大卒	大学卒	短大卒	短大三卒	短大卒	大学卒
初級	中級	上級											
三二、一〇〇円	三四、四〇〇円	四〇、五〇〇円	三二、一〇〇円	三三、二〇〇円	三四、四〇〇円	三三、二〇〇円	三八、〇〇〇円	三四、四〇〇円	四〇、五〇〇円	三四、四〇〇円	三八、〇〇〇円	三四、四〇〇円	四〇、五〇〇円

三六、三〇〇円
三四、六〇〇円
三四、六〇〇円
三二、九〇〇円
二八、〇〇〇円

を

四一、九〇〇円
四〇、〇〇〇円
四〇、〇〇〇円
三八、二〇〇円
三一、八〇〇円

に改める。

別表第十三を次のように改める。

別表第十三

調整号給表

職務の等級 給料表	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級
行政職給料表	一〇号給	一五号給	四号給	一四号給	一〇号給	一一号給	一一号給
公安職給料表	一六号給	一六号給	一四号給	二六号給	二七号給		
教育職給料表(一)		二四号給	一七号給				
教育職給料表(二)		二四号給	一三号給				
研究職給料表		一五号給	一二号給	一五号給			
医療職給料表(一)		一八号給	一五号給	一五号給			
医療職給料表(二)		一一号給	一四号給	一二号給	一〇号給		
医療職給料表(三)		一四号給	一四号給	一四号給	一一号給		

第二条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のよ

うに改正する。

別表第十の表中

診療エックス線技師 短大卒

三四、四〇

〇円を

診療エックス線技師	短大卒	三四、四〇〇円
臨床検査技師	大学卒	四〇、五〇〇円
	短大卒	三八、〇〇〇円

に、

理、学療法士 短大三卒

三八、〇〇〇円

を

理学療法士	短大三卒	三八、〇〇〇円
作業療法士	短大三卒	三八、〇〇〇円
視能訓練士	短大三卒	三八、〇〇〇円

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則は、昭和四十六年五月一日から、第二条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則は、昭和四十六年十月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

職員との給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「扶養親族届(別記様式第一号)によらなければならない。」を「人事委員会が定める様式の扶養親族届により行なうものとする。」に改める。

第九条第二項第二号中「十七万七千円」を「二十万八千円」に、「一万四千七百五十円」を「一万七千三百三十四円」に改める。

第十七条第一項中「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿(別記様式第二号)」を「人事委員会が定める様式の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に改める。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第九条第二項第二号の規定は、昭和四十六年十二月十五日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十六年十二月十五日からこの規則施行の日の前日までの間に於いて改正後の第九条第二項第二号の規定の適用により新たに扶養手当の支給該当者となる職員に対しては、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第九条第一項に規定する届出がこの規則の施行の日から十五日を経過するまでの間に

なされた場合に限り、当該支給該当者となつた日を給与条例第九条第二項本文の「事実が生じた日」とみなす。この場合において、給与条例第九条第二項ただし書の「これに係る事実の生じた日」とは、この規則施行の日をいうものとする。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の身体障害者更生指導所の項中「職業指導員」を「業務係長、職業指導員」に改め、同表の衛生研究所の項中「結核菌その他の病原

体を直接取り扱うことを常例とする」を削り、同表中

- | |
|--------|
| 鳥取盲学校 |
| 鳥取ろう学校 |
| 米子皆生学園 |
| 白兔学園 |
| 皆浜学園 |

盲 学 校
ろ う 学 校
養 護 学 校

に改める。

第三条中「管理職手当」の下に、「調整手当」を加える。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中ただし書を削り、同項第三号中「公署」の下に「（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 条例第九条の二の規定による調整手当の支給区分が乙地とされる地域に所在する公署（当該支給区分が甲地とされる公署を除く。）又は

当該支給区分が乙地とされる公署に置かれる職

第二条第一項に次の一号を加える。

五 条例第九条の二の規定による調整手当の支給区分が甲地とされる地域に所在する公署又は当該支給区分が甲地とされる公署に置かれる職
第二条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、条例第七条の二第一項の規定に基づき人事委員会規則で指定する職（以下「管理職手当指定職」という。）を除く。

第三条各号列記以外の部分中「第四号」を「第五号」に、「二十二年」を「三十二年」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 前条第一項第五号の職に採用された職員

第四条第一号から第四号までの規定中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第四号」を「第五号」に、「第七号から第十号まで」を「第八号から第十一号まで」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 採用以外の欠員補充の方法により第二条第一項第五号の職を占めることとなつた職員で前条（第一号から第四号まで及び第六号から第十一号までを除く。）に規定する職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしているもの

第五条第一項中「二十年」を「三十年」に、「第三条第五号及び第六号」を「第三条第六号及び第七号」に、「前条第五号」を「前条第六号」に、「第三条第七号から第十号まで」を「第三条第八号から第十一号まで」に、「前条第六号」を「前条第七号」に改め、同条第二項第一号中

「管理職手当指定職」を「同条第二項及び第三項の職の属する職務の等級より上位の職務の等級に属する職にあつては、管理職手当指定職」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(支給期間及び支給額)

第五条の二 条例第七条の三第一項の人事委員会規則で定める期間は、五年とする。

第六条第一項中「第四号」を「第五号」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

期間の区分	職員の区分						
	第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員	第3条第5号の職員及び第4条第5号の職員	第3条第6号及び第7号の職員並びに第4条第6号の職員	第3条第8号から第11号の職員及び第4条第7号の職員
(1) 採用の日又は第4条各号の職員となつた日から1年間	円 80,000	円 70,000	円 60,000	円 50,000	円 40,000	円 2,500	円 1,000
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	2,000	700
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	1,500	400
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	1,000	
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	500	
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000		
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	76,800	67,400	58,000	48,400	38,800		
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	73,600	64,800	56,000	46,800	37,600		
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	70,400	62,200	54,000	45,200	36,400		
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	67,200	59,600	52,000	43,600	35,200		
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	64,000	57,000	50,000	42,000	34,000		
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	60,800	54,300	47,800	40,200	32,600		
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	57,600	51,600	45,600	38,400	31,200		
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	54,400	48,900	43,400	36,600	29,800		
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	51,200	46,200	41,200	34,800	28,400		
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	48,000	43,500	39,000	33,000	27,000		
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	44,800	40,700	36,600	31,000	25,400		
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間	41,600	37,900	34,200	29,000	23,800		
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間	38,400	35,100	31,800	27,000	22,200		
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,200	32,300	29,400	25,000	20,600		
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間	32,000	29,500	27,000	23,000	19,000		
(22) (21)の期間が満了する日の翌日から1年間	28,800	26,600	24,400	20,800	17,200		
(23) (22)の期間が満了する日の翌日から1年間	25,600	23,700	21,800	18,600	15,400		
(24) (23)の期間が満了する日の翌日から1年間	22,400	20,800	19,200	16,400	13,600		
(25) (24)の期間が満了する日の翌日から1年間	19,200	17,900	16,600	14,200	11,800		
(26) (25)の期間が満了する日の翌日から1年間	16,000	15,000	14,000	12,000	10,000		
(27) (26)の期間が満了する日の翌日から1年間	12,800	12,000	11,200	9,600	8,000		
(28) (27)の期間が満了する日の翌日から1年間	9,600	9,000	8,400	7,200	6,000		
(29) (28)の期間が満了する日の翌日から1年間	6,400	6,000	5,600	4,800	4,000		
(30) (29)の期間が満了する日の翌日から1年間	3,200	3,000	2,800	2,400	2,000		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年五月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
第二条の次に次の一条を加える。

(期末手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)

第二条の二 条例第十六条の四第二項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)別表に定める支給割合が百分の二十である職を占める職員とし、同項に規定する人事委員会規則で定める割合は、百分の十とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)

第四条の二 条例第十六条の五第二項に規定する人事委員会規則で定める

管理又は監督の地位にある職員は、第二条の二に規定する職員とし、条例第十六条の五第二項に規定する人事委員会規則で定める割合は、第二条の二に規定する割合とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年五月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表中

六級	中央病院、厚生病院、整肢学園及び保健所の医師	を	六級
----	------------------------	---	----

保健所の課長並びに中央病院、厚生病院、整肢学園及び保健所の医師

に改める。

第八条の見出しを「(夜間定時制業務兼務職員の手当)」に改め、同条

中「教育職員の兼務手当」を「夜間定時制業務兼務職員の手当」に改める。

第九条の五の見出し及び第四項各号列記以外の部分中「県費負担教職員」を「多学年学級担当業務従事職員」に改め、同項第一号中「代休を与えられた日を含む。」の下に「以下「勤務を要しない日等」という。」を加える。

第九条の二十四の次に次の一条を加える。

(公立学校特殊業務従事職員の手当)

第九条の二十五 条例第四十九条第一項の人事委員会規則で定める職員は、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寮母で職務の等級が教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の二等級又は三等級の職員とする。

2 条例第四十九条第一項の人事委員会規則で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 学校の管理下において行なう非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

(1) 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

(2) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

(3) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

二 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画・実施するものに限る。)

において児童又は生徒を引率して行なう指導業務で泊を伴うもの

三 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行なう指導業務で泊を伴うもの又は勤務を要しない日等に行なうもの

の

四 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で勤務を要しない日等又は土曜日若しくはこれに相当する日に行なうもの

3 条例第四十九条第二項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。

一 前項第一号(1)の業務 千五百円

二 前項第一号(2)及び(3)並びに第三号の業務 千円

三 前項第二号の業務 千二百円

四 前項第四号の業務 六百円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年一月一日から適用する。

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則(昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二千八百円」を「三千円」に、「二千六百円」を「二千九百

円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年一月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中	13.4
	10.2
	6.8
	5.0
	4.1
	3.2
	2.9
を	14.8
	11.3

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年五月一日から適用する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の医療職給料表(ロ)の項中

特一等級	一等級のうち七号給以上
------	-------------

に改める。

	一等級のうち七号給以上
--	-------------

を

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年五月一日から適用する。